

佐久市例規データベース構築・維持更新等業務企画提案者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市例規データベース構築・維持更新等業務に係る公募型プロポーザルについて、公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市例規データベース構築・維持更新等業務企画提案者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関すること。
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 佐久市_____
- (2) 佐久市_____
- (3) 佐久市_____
- (4) 佐久市_____
- (5) 佐久市_____

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から受託候補者決定日までとする。

(委員長等)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は_____をもって充て、副委員長は_____をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年10月6日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、本業務の契約締結の日をもって、その効力を失う。